

埼玉県秩父県土整備事務所工事請負等業者選定委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 埼玉県秩父県土整備事務所が施行する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の委託（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）に係る業者の適正な選定等を図るため、県土整備部建設工事請負等業者選定委員会設置要綱第9条に基づき、秩父県土整備事務所に埼玉県秩父県土整備事務所工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審 議 事 項)

第2条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定に関すること
- (2) 一般競争入札の入札参加条件に関すること
- (3) 隨意契約（平成23年9月20日付け通達出総第380号「非常災害時等における契約の事務手続について（依命通達）」による場合を除き、業務委託等にあっては埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えるものに限る。）の見積依頼業者の選定に関すること
- (4) 第1条で定める建設工事等及び業務委託等の執行に当たり、埼玉県談合情報等対応要領に基づく確認等に関すること
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- | | |
|------|---|
| 委員長 | 所長 |
| 副委員長 | 副所長兼総務管理部長、副所長兼道路施設部長 |
| 委員 | 用地部長、施工監理主幹、河川砂防部長、道路環境部長、道路相談担当部長、ダム管理担当部長 |

(運 営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち提案事案を担任する者がその職務を代行する。

- 2 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出

席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(内申)

第6条 第2条各号に規定する事項の内申は、その建設工事等又は業務委託等を所管する部長が、次の各号の中からその内申に必要な資料により行うものとする。

(1) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料(内申書)

(2) 指名する業者(案)

(3) 一般競争入札の公告文(案)

(4) 入札参加者等の選定理由を記載した資料

(5) 所長又は内申を行う部長が必要と認めた資料

(6) その他必要な資料

2 前項各号の資料は、機密扱いとし、所長に提出するものとする。

3 所長は、受領した第1項各号の資料を委員会の審議に付するものとする。

(決定)

第7条 第2条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、所長が決定する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会の内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめるものとする。

2 前項の議事録のうち建設工事等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するものについては、入札終了後又は契約の相手方の決定後、秩父県土整備事務所において自由に閲覧できるようとするものとする。

3 第1項の議事録のうち業務委託等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するものについては、入札終了後又は契約の相手方の決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、秩父県土整備事務所において情報提供を行うものとする。

4 第2項の閲覧を行う期限は、閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

5 第3項の情報提供を行う期限は、入札終了後又は契約の相手方の決定後の日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

6 第6条第1項各号の資料は、前2項の期間は保存しなければならない。

7 第6条第1項各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は、不開示情報のため機密扱いとする。

8 第2条第4号の議事録及び資料等は、公表の対象外とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務担当に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年5月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、昭和55年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、昭和62年10月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成元年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成2年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成5年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成7年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成8年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成12年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成13年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成14年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成15年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成16年5月6日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成17年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成18年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成20年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成21年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成22年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成23年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、平成24年4月1日から実施する。

附 則

一部改正部分については、令和4年2月1日から実施する。